

## 東北教区における主日礼拝ならびに教区宣教活動のための指針 (No.11)

2023年5月8日

東北教区主教

主教 フランシス 長谷川清純

第107教区会期 常置委員会

去る3月13日、「東北教区における主日礼拝ならびに教区宣教活動のための指針 (No.10)」を発出しましたが、GWを境に再び感染者増加が予想されていること、また「指針 (No.10)」の「4月中は共食の機会は控える」との表現が、「5月からは愛餐会等を再開してもよい」と受けとめられている向きがあり、ここに「指針 (No.11)」をあらためて発出する次第です。

国がマスク着用の自由化や、5月8日には新型コロナウイルスの感染症法上の分類を、インフルエンザと同等の「第5類」に引き下げることになり、感染者数の動向も周知されなくなることから種々の判断が難しくなることも予想されます。しかしこれまで取り組んできた「制限」を徐々に緩和しつつも、感染力の強い変異ウイルスの出現や、高齢化している私たちの教会にとっての懸念材料が依然としてあることに充分ご留意いただき、殊に「食事・会話を共にする愛餐会等の再開」および「聖餐式司式者以外の二種陪餐の実施」は段階的緩和の最終段階の策であると受けとめていただきますようお願いいたします。

今後は、各教会の諸活動を行うにあたって…

- ① これまでの「制限」を緩和する方向に向かいつつ
- ② コロナ感染拡大以前の状態に一気に戻すのではなく、徐々に戻していく段階的緩和を心がけること
- ③ 緩和の取り組み、その内実と実施については、牧師・管理牧師と教会委員会でよく協議し、その内容を全教会員に周知徹底すること
- ④ その際、「不特定多数が密になっていないか」「重症化リスクの高い人はいないか」「不安に思っている人がいないか」などを判断材料にすることをあらためてお願いいたします。

「発熱、咳や倦怠感等の症状がある場合は、礼拝への出席を控えること」「手指消毒用アルコール類の利用、十分な換気」「マスクの着用」については、私たちの教会では今しばらくの継続が妥当であると考えます。現時点でマスクの着脱については、個人の主体的判断が尊重されるよう配慮しなければなりません。厚生労働省のホームページにおいては「事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容されます」とあり、私たちの教会はこれらに合致すると判断しています。

聖餐式司式者以外の二種陪餐の実施、また愛餐会については、既述の通り「制限」緩和の取り組みにおける最終段階が望ましいと判断します。

礼拝で用いる聖歌の曲数についても、教会委員会での協議によってお決めいただく事項といたしますが、その際は上記④に十分にご留意ください。

以上の「制限」緩和の途上にあっても、感染状況に変化が生じた場合は、これまでの経験を活かし柔軟にご対応いただきますようお願いいたします。教区や各教会の宣教活動（会議体のミーティング等）についても、同様にご対応ください。

どうぞ皆様方におかれましては、十分にご健康に留意され、引き続き感染対策に取り組んでいただきますようお願いいたします。今、この時も献身的に働かれる医療従事者の方々に、主の導きと御護りをお祈りいたします。

在 主